

第 69 回ジェンダーセッション

神社・神道をめぐる女性たちの諸相
——祭祀儀礼と国民教化を中心に

小平 美香 (学習院大学・学習院女子大学兼任講師)

1. 神社・宮中の祭祀儀礼に関わる古代・中世の女性たち

本稿は、近代における神社・神道をめぐる女性たちの「儀礼」と「教化」について論じるものである。「神社・神道をめぐる女性たち」といえば、まずは「巫女」と称されるような女性がイメージされるであろう。

はじめに、近代以前の神社・神道をめぐる女性として奈良の春日社、宮中の「巫女」をあげ、そのありかたと「儀礼」について考えたい。

(1) 神社巫女—中・近世の春日・若宮社の神子の例から

イエズス会の宣教師ルイス・フロイスの『日本史』には、「神子」と称される中世末期における春日社の「巫女」の様子が次のように記されている。

史料 1

「この道路の果てに、神子と名づける女僧たちの大きな家があります。ほとんど皆四、五十歳、またそれ以上です。しかし彼女たちは社人と名づける一種の僧侶と結婚していません。二人ともこの社に奉仕しています。彼等は表面は結婚しているような様子を見せませんが、そこには彼等の子供たちが小さい時から父母のもとにいます。その大きな構内で、彼等は務めを互いに分けあっています。神子、すなわち妻はある役目を、そうして社人、すなわち夫は別の役目を[うけて]いますからです。これらの女僧の役目は、予言者であり、大した魔法師であることです。というのは、誰かが健康、富、安産、勝利、あるいは紛失物を再び取得することを願うとき、この神子のところへ行って、自分のために神樂をあげてもらうのです。そうすると、数人の社人が太鼓やその他の楽器を持って現われ、神子たちも同様にほかの楽器を持って現われ、そのうちの一人が細長く切った紙片を結びつけた一本の棒を手に持って、神像の前で舞うのです。彼女は地獄の叫喚と絶え間ない咆哮のように思われるほどの激烈さをもって、また音楽の伴奏につれてそれほど熱情的に、急速に舞いまくって、ついに失神したように地上に倒れてしまうのです。その時、神の霊が彼女に乗り移るのだと言います。それから、彼女が起き上がると、頼みに来たことに対して答えます。」

ルイス・フロイス『日本史—キリシタン伝来のころ』31

この記事から、春日の「巫女」は、「社人」と称された神職と婚姻関係にあるうえ、かなり年齢層が高いことが読み取れよう。ここでは神樂の中で「巫女」があたかも激しく神がかりし、託宣を下すような様子が描写されている。

拝殿で行われる神楽は「祈祷」と同じ意味をもっており、「巫女」の職掌として「神楽」は極めて重視されていた。春日の「巫女研究」では、中世の「巫女」は神楽を通して自立した宗教者としての役割を果たしていたことが明らかにされている²。このように近代以前の「巫女」のありかたは、巫女と神職が峻別されていないこと等³も併せ考えると、近代以降の巫女のありかたと必ずしも同一でないことが留意される。

つづいて近世の春日の「巫女」が記された史料をみてみよう。

史料2 若宮社の常住神子〔17世紀〕

「神子達、三旬・五節旬・かくら始・御田植・法楽之能・御祭礼には残らず拝殿へ出仕これ有る役なり、されとも月の障有る間は成さざるあり、此常住神子達をみるに、さ
はりの歳をのかれさせ玉ひて、不断あいつめしきたは殊勝にこそ、さだめて齢もかたふ
き玉はんに、センゲンタル鬢ナデツケ、カツラノ黛ほそぼそとつくり、柔和のスガタニテ立ちまはせたまへハ、いと若クこそ見侍れ」『春日社若宮記』上⁴

拝殿に常住する「巫女」達は「さわりの歳をのがれ、かなり高齢であろうに、たおやかで美しい鬢をなでつけて、三日月のようなまゆをほそぼそとつくり、やわらかな様子で立ち舞われるので、大変若くみえる」とあり、近世にあっても拝殿に常住する「巫女」は年齢の高い女性たちであったことがわかる。

これに対し、明治時代の春日の神楽について記された『春日神社神楽舞』には、神楽人員のうち舞妓八人について「老媪では立居が苦しそうな様子なので、舞妓は若いものに改めた」⁵とあり、近代の神楽にいたって「巫女」は若い女性に改められたことが推測される。

(2) 宮中の「巫女」—神祇官の「御巫」

一方、八世紀の宮中では、神祭りの役所である「神祇官」に官の「巫女」ともいべき「御巫」という女性たちがいた。

史料3

「神祇官 伯一人。掌。神祇祭祀。祝部神戸名籍。大嘗。鎮魂。御巫。卜兆。惣判官事。」「職員令 第二」『律令』⁶

史料3の「職員令」に示されたとおり、神祇官の長官たる神祇伯の職掌として、神祇祭祀と共に、大嘗祭、鎮魂祭という天皇に関わる重要な祭りが挙げられ、それと共に「御巫」「卜兆」が挙げられる。「御巫」が祀る神々とは、天皇の身体を守る神から天皇の居場所、周辺を守護するような神々である。十世紀の『延喜式』という古代の国家法典に挙げられる諸国の神々のうち、これらの神々は宮中神として筆頭に記載されており、神祇官の役所にも神殿が設けられている。「御巫」たちは鎮魂祭や大嘗祭など古代の国家にとって重要な公的祭祀を担当するにもかかわらず、奇妙なことに神祇官の官員組織に役人として位置づけられていない。

近年の女性史の研究成果により、「律令」という中国から輸入した法体系の役人組織には女性を排除するような原理があったということが明らかにされた⁷。これに則って考えれば、「御巫」という存在は、律令という法体系が中国から入ってくる以前、すなわち令制前の女性と神祭りのあり方を残した存在と考えられる。律令官祭祀を専らとした宮中の「御巫」は、その祭祀儀礼の実際にも関わらず、「律令」の原理によって役人組織に位置付けられなかったと結論づけられよう。

こうした宮中や神社の女性たちによる「儀礼」は近代化のうねりの中で大きく変化し、さらに人々を「教化」する女性たちも登場する。ここで近代の神祇行政に目を転じよう。

2. 近代の神祇行政—「儀礼」と「教化」—

神社や宮中の神祭りが近代化されるなかで、風俗統制に関わる禁令や達が、史料4のように出されている。例えば、中・近世の春日の「巫女」の職掌として重視されていた「神楽」であったが、①のとおり社頭で行う心願成就のための神楽もみだりに行ってはいけないという禁令が出ている。さらに②にあるように能狂言のような音曲歌舞についても統制されており、③では神職が卜術などに関わって祈祷を行うことを禁じる規則が設けられている。

史料4 風俗統制に関わる禁令・達

①従来心願ト称シ擅ニ神楽ヲ社頭ニ奉納スルヲ禁ス（禁令、明治4年2月14日）
達
是迄心願ト称シ猥ニ社頭ニ於テ神楽奉納ノ儀自今禁止之コト

②能狂言ヲ始メ音曲歌舞弊習ヲ洗除シ風化ノ一助ト為サシム
（教部省布達（第15号）、明治5年8月23日）

教部省達布達
能狂言ヲ始メ音曲歌舞ノ類ハ人心風俗ニ関係スル處不少候ニ付左ノ通各管内營業ノ者共へ可相達事

③ト筮方位ヲ以テ漫ニ吉凶禍福ヲ説キ無稽ノ祈禳等決テ行フヘカラス
（教部省達第24号（府県）「神官奉務規則」第6、明治6年7月7日）

一方で、明治4年に明治神祇省に復活した「御巫」という職名も、その字面が差し支えるというので、神祇省からの申し出によりその職名を「内掌典」と改めており⁸、こうした判断も同様に風俗や祭祀の一連の近代化のなかで考えられよう。

3. 教部省と国民教化

明治6年（1873）にキリシタン禁止の高札が撤去され、対キリスト教政策として、国民教化が進められていく一方、明治5年（1872）に神祇省は廃省、国民教化を主体とする「教部省」が設置される。神祇官・神祇省時代の宣教を行った「宣教使」に代わり、教部省の管轄

のもと国民教化を担当したのが「教導職」である。

教部省による国民教化は神仏合同布教の方針で行われており、神官・僧侶は教導職として「三条の教則」（三条教憲）すなわち、「第一条敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事、第二条 天理人道ヲ明ニスヘキ事、第三条 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」という国民教化の基本方針に基づいた説教に関わることになる。

史料5 教導職による説教の様子⁹



さらに明治6年（1873）2月10日には、神官僧侶に限らずこの教則に基づいて布教の志のある一般者も、教導職に補任されることになった。

史料5は『安愚楽鍋』で知られる戯作者・仮名垣魯文が明治6年に記した『三則教の捷徑^{ちかみち}』の挿絵である。「三則の旨を神社宝前に於いて説教のところ」とあることから、神社で直垂をつけた神職が説教をしているところを描いたものと考えられる。

この頃は一方で、近代的な教育制度が整っていく時期でもあった。政府は明治4年（1871）に文部省を設置、明治5年（1872）には近代の教育制度である「学制」が布告され、学制は全国を学区制にして、学区に大学校、中学校、小学校を設けている。

国民教化活動も、この学区という行政単位が用いられていたことが指摘されている¹⁰。教院も学校同様に「大、中、小」の別が設けられた。すなわち芝の増上寺に設けられた「大教院」、各府県に「中教院」があり、各寺社は「小教院」と位置付けられ教化活動を行うとされている。その背景で、明治5年10月から明治6年9月まで、教部省は文部省と合併していたことは見逃せない。近代教育行政と宗教行政、あるいは教育と教化とが明確な形で切り離されていなかったことは、すでに先行研究¹¹でも論じられているところである。

国民教化の拠点たる「大教院」の神殿は旧神祇官・神祇省時代の「八神殿」が移築されたものであり、この旧八神殿に造化三神（アメノミナカヌシ・タカミムスヒ・カミムスヒ）と天照大神が祀られた。この大教院や、中教院では、史料6のとおり教部省の指導のもと、春日の巫女舞が伝習されていたことが記されている。

史料6 教部省における春日社の神楽の伝習

御巫のまひ、なほいま世にあまねからねは、此ころ光美講義この東京に出て、もはらその歌まひを教へつたふるニ、つきつき受習ふ人おほく、いまは大中教院は更なり、そこの社、かしこの宮とさるへき御まつりのをりをりには、かならずこのやまとまひ、また巫舞をかなつる事の如なりぬ、かくてつきつきニくにくに処々の、大やしろ小社にも受伝へ行ひて、後世のさとひたるてふりかしにかへは、それやかて神事の正しくなり、古にかへる一ふしニして、い銚中とりもちてつかへまつらしし春日の大神こゝろにもかなはましと、八処女かかさしの藤のうちなひきに思ふまゝに、青すりの此すり巻のはし文を一ことしるしつ

明治七とせといふ歳九月 つかへまつる御社の 御まつりはてたるひ

権中教正 本居豊穎「藤のしなひ」¹²

教部省は、先に見たように風俗の統制として、前近代的な占いや巫者の儀礼を遠ざける一方で、教部省が「正しくみやひ」と位置付けた春日の神楽舞（倭舞・巫舞）の伝習をおこなっており、ここに教部省の儀礼重視の姿勢が窺われるのである。

4. 大教院と「女教院」

(1) 大教院開講祭典における女性教導職

この大教院の開講祭典は明治6年(1873)6月に行われており、その記事が史料7『東京日々新聞』に掲載されている。記事によれば、女教師のいでたちがひとときわ花やかで人々の眼を驚かせたとある。

史料7 大教院開講祭典の新聞記事

○神事の賑ひ

芝元増上寺大教院神殿御祭典昨十七日より三日の間御執行に付、在府の神官僧徒悉く拝礼各備物をなし酒饌を賜ふ。此開講式に女教師の形粧一際花やかにて衆人の眼を驚かせり。市民も参詣を許させ府下横浜及近在の農商初日ハ富士講翌日ハ日蓮宗の講中各区幟を立競て群集し山内錐を立べき地もなき雑沓其盛大なること筆紙に尽し難し

『東京日々新聞』401号 明治6年6月18日 江湖叢談

さらに女性の教導職が、大教院の開講式において祭典儀礼に関わっていたことがわかるのが、史料8『跡見花蹊日記』である。神職は直垂烏帽子姿、僧侶たちは各七宗総出で出仕

し、その数数千人とある。こうしたなかで良姫が「御髪童にて緋の袴に打着(うちき)」という装束姿で、神前で教詞（祝詞）をあげ、照子という女性が説教をしたと記されている。

史料 8 『跡見花蹊日記』の大教院開講祭典

（明治6年）〔6月〕17日 晴。

夜引明、良姫様、撰斎、花蹊、人力車ニテ芝女教休息所へ行。朝五字ヨリ御祭典也。神官直垂烏帽子、僧侶七宗尽出仕、数千人也。午後二字、良姫さま教詞御上ニ相成、扶持ニ花蹊、燕子、其外拝命之婦人、大講堂ヨリ神前へ練行。良姫様御髪童ニテ緋ノ袴、打着(桂)ケン(頸)紋紗松かさね也。御教詞自懐ニ差シテ徐ニ御進歩の御様子、実に只人ならぬ事と被存候。夫ヨリ神前ニテ大声ニテ教詞御上ケに相成、其速事実ニ妙ト也。側之人ト、参拝之人トモ一同落涙いたし候。右之御大役御済相成、夫ヨリ説教、皇族方ヨリ御好ニテ西川説教いたし、又照子説教ス。実ニ大声ニテ速成事也。夫ヨリ良姫さま御帰殿也。

『跡見花蹊日記』第一巻¹³

この祭典次第についてさらに詳しいのが、史料9 常世長胤『大教院興立次第記』¹⁴ (83頁参照)である。当時、教部省中録であった平田派の国学者常世長胤の記したもので、これによると、開講式の前には、大祓、大殿祭と建物の祓が行われ、そののちに神殿の四柱の神々を初めて祀る鎮祭が行われており、新たな神社創建とも思われるほど手厚く儀礼が重ねられている。

その次第を追ってみると、神楽歌が奏でられる中、神々に供え物が捧げられ、祝詞奏上ののち、四親王・教部省の役人拝礼、続いて神官教導職拝礼の後、七宗僧侶の教導職が祝詞をあげ、つづいて「女教導職」が祝詞を申し拝礼している。この後「倭舞」が奏され、「三条教憲」が読まれ、神官の説教の後に七宗の僧侶、女教導職の九つの説教が行なわれ、最後に舞楽が奏されている。

ここには「女教導職」、すなわち女教師の祝詞も記録されており、その祝詞には造化三神と天照大神に対し、天皇の命によって行う天下の女性たちへの教導(おしよ)のわがが、神の道のままに、いよいよ進み行くようにと記されている。

式次第には、このように祭員として女性教導職が祝詞をあげ拝礼するという所役が記されており、女性たちが祭りの中に登場しているのが判明するものの、史料9の『大教院興立次第記』の祭員のリストには女性の名前が記載されていない。

しかし、史料7「東京日々新聞」の記事でもみたとおり、女性の教導職たちの存在は、当時かなり注目されていたことがわかる。同様のことが、史料10『跡見花蹊日記』からも窺われる。

史料 10 女教師請待（明治6年）

（七月）廿二日 晴。

神田大和町鍵屋新兵衛ヨリ女教師請待ニテ万里小路大講義様御はしめ、千よ滝、花蹊、燕子、長子、角子、中川きみ子、中村きみ子、井上、松岡也。（中略）水道橋より御乗

舟ニテ明石屋へ御小休、夫ヨリ人力車也。左右ニ講中麻上下ニテ警衛シテ大和町へ御着也。此道すからの人如山也。良姫さま神前ニテ御祝詞御上ニテ夫ヨリ説教遊し候。実に聴聞の人々涙流候。夫ヨリ照子、長子、説教ス。 『跡見花蹊日記』第一卷¹⁵

これは「女教師招待」と記された、神田大和町に招待された女教導職の説教の様子である。人力車で現地に向かう女教師たちを見ようと、道すがらの人々が山のようなようであったとあり、女性教導職や、その説教の様子が、当時の人々にいかに目新しい光景であったかが窺われよう。

この日記からもわかるように女教師たちは神前に祝詞をあげてから、説教を始めている。これは説教の前に神拝式を行うことが定められているためであり、先にみたとおり大教院の開講式をはじめ、説教の際においても神楽や神事などが行われていた。このことは、国民教化にあたって「説教」のみならず「儀礼」も重視されていたことを示すものであろう。

(2) 『跡見花蹊日記』にみられる教導職の活動と女教院開校

女性教導職の養成機関である「女教院」については、管見の及ぶ限り、公文書には登場しない。またこうした女性教導職の存在は、これまで教導職に関わる資料によってわずかにその存在が記されているにすぎない。しかし『跡見花蹊日記』には、姉小路良子を中心に、女教師たちの活動や女教院開校までの様子が詳細に記されており、同日記は女子教育のみならず、女性による国民教化活動の一端を解き明かす近代の宗教史、女性史の史料としても大変注目されるものである。

日記を記した跡見花蹊は、跡見学校の創建者で、現在の跡見学園の学祖とされている人物である。画家かつ書家であり、さらに教育者でもあった花蹊は、明治初年に東京に上京する以前から、京都の私塾で教育に携わっていた。花蹊の父が公家である姉小路家に仕えている関係から、花蹊は16歳年下の姉小路良子（1856～1926）の養育にも携わり、姉小路家と共に上京する。教導職は無給の職であるが、日記によれば明治6年（1873）に花蹊が十四階級中最下位の教導職「権訓導」に任じられている。そもそも花蹊が教導職になる契機は、日記から推測すると、明治5年（1872）、国学者・渡辺重石丸へ「皇漢学」入門したところに求められる。

花蹊は「権訓導」の教導職ではあったが、女教師の人選を教部省から依頼されている。これは、それまでの花蹊の女子教育者のネットワークがかわれてのことであろう。花蹊はこの時、34歳であり、かたや姉小路良子は18歳で、教導職としては上位から7番目の「大講義」に補されている。恐らく公家の女性としての身分が、良子の上位教導職の補任に繋がっていたものと思われる。良子はこの後、明治10年（1877）に、宮中女官に任じられている。

一方、明治6年（1873）の大教院とともに開講された「女教院」は、明治7年（1874）5月23日、下谷に「女教院」が創建されるまで姉小路家を仮の女教院として、定期的に女教集會が行われている。

それでは国民教化として、女性たちに向けて一体どのような説教が行われていたのだろうか。具体的な例として挙げられるのが、明治7年の教化説教例として出版された『教場必携』11号「女教草」（史料11）である。これには、明治4年（1871）、明治天皇の華族に対する海外遊学奨励の詔から、女学制度の不備による弊害と、子供を教導するための「女学」の必要性を述べた件が引用されている。

史料11 「女教草」の論説講録（明治7年）

当今天皇詔ニ曰ク我邦女学ノ制未タ立タサルヲ以テ婦女多クハ事理ヲ解セス殊ニ幼童ノ成立ハ母氏ノ教導ニ関シ実ニ切緊ノ事ナレハ（中略）実ニ人民ノ多寡ハ国家ノ富強ニ関スルナレハ^{ヨウベン}孕媿ノ法ハ明ラカニ致シタキコトデ是則女学ヲ開キ玉フ基ニモ相成ルコトデ且ハ先哲ガ救済ノ志ヲモ知ラセ度存ジマスレバソノ養草ヲ取テ前篇ヲ読立マセウ

「女教草」（『教場必携』第11号）権大講義秋山光條述

これによっても女教の説教において、国民教化と近代女子教育の未分化の様子が窺われよう。しかし近代的な女子教育、すなわち「女学」を開く基として、ここで本文にとりあげられたのは、江戸時代の『産屋養草』^{うぶややしなひぐさ}であり、その内容は「産前心得」「臨産心得」「産後心得」が掲載されている。

一方、花溪の日記にみる女教院での女教集会では、『古事記』講義、平田篤胤の『古史成文』の輪講などが行われており、集会のメンバーをみても漢学者として後の昭憲皇太后——一条美子を指導した若江薫子とみられる人物をはじめ、内藤ます、日尾直子、木城花野ら女子教育者らの名前がみられ、女教院はさしずめ「国学」「漢学」を中心とした女性たちの教育研究センターとしての様相も呈している。

下谷女教院開校祭典に関しては、大教院とほぼ同じ次第で祭典が行われている。注目されるのは、姉小路良子を齋主にすえ、齋主以下女性たちが主体となって開校式の祭典を行っていることである¹⁶。女教師たちは説教や講義だけでなく、大教院や中教院の祭祀儀礼にもしばしば駆り出されており、女性教導職もまた祭典儀礼への関わりが大きかったことが窺える。

（3）仏教女教院の設立

一方、仏教側の女教院も同じく明治6年に、長野・善光寺の住職久我誓圓（1828～1910）¹⁷によって、東京、大阪、京都に女教院が開かれている。誓圓は邦家親王第三女王であり、明治初年に皇族の僧尼が禁じられ、復飾が迫られるなか、妹の日栄と共にこれを拒み、華族へ入籍することによって尼僧として留まった。こうしたなかで、誓圓は尼寺で女教院として女性たちの教化を行っていたのである¹⁸。

尼僧による女教院の運営については、現在資料が公開されておらず、詳しいことは不明であり、今後の資料の公開に期待するところである。しかし、下谷女教院も尼僧による女教院もいずれも皇族・華族の流れをもつ女性たちを推戴していたことは指摘できよう。

5. 明治期の女性神職任用と女性教導職

(1) 明治初期の山梨県からの女性神職登用伺

明治7年(1874)6月28日、山梨県全八十区の郷社祠官への婦人祠官補欠登用の伺いが教部省に出されている。すなわちこれは近代における女性神職登用の提案である。この経緯をめぐっては既に論じたとおりで¹⁹、結論としては当時の立法諮問機関たる「左院」の決議によりこの申し出は退けられている。

婦人祠官の登用を認めないという左院の決定理由の一つは、神職は国家官吏であるが故に女性には認められないというものであった。これは古代の律令官祭祀を専らとした宮中の「御巫」が、「律令」の原理によって役人組織に位置付けられなかったことを彷彿させるものである。

しかし、ここで注目されるのは、山梨県からの提案が女性の教導職から発想されたものであったことである。女性教導職の様子は、これまで大教院の研究の中でもほとんど触れられておらず、実態はもとよりその存在が正面から語られることはなかった。しかし女性教導職の問題は、このように明治時代に女性神職の登用が提案されるきっかけでもあり、また、教導職による教化は宗教のみならず、学校教育、とりわけ女子教育の問題とも重なっている。国民皆学が謳われた「学制」の制度と同様に、国民教化は女性や子供もその対象であった。

人々への影響力拡大を目論み、神官僧侶以外に教導職が広げられる中で、跡見花蹊のような女子教育者に白羽の矢がたったのも、教化と教育が未分化に考えられていたことを示すものであろう。前述のとおり明治5年設立された教部省は翌明治6年の9月まで文部省と合併しており、女教院が開講していくのはまさにこの時期にあっている。

明治8年(1875)11月に花蹊が創立した跡見学校の開校式では、花蹊自身が齋主となって開校祭典が行われており、あたかも下谷女教院開校の時のように、花蹊によって「八意思兼神」の神前に祝詞があげられている。その祝詞は女教院の開講式で姉小路良子があげた祝詞と大変よく似ており、女教院における活動は、近代女子教育の学校にも繋がっていたことが指摘できよう。

(2) 国民教化における儀礼と女教院

短期間で頓挫した国民教化政策ではあるが、女性教導職を探っていくと宗教史、女性史のみならず教育史にも繋がり、見過ごすことのできない事象だということが見えてくる。また国民教化においては、「説教」のみならず「儀礼」が重視されており、教化における儀礼の意義は人心収攬を期待してのことと推測される。近代の宗教行政を検証する上で、女性教導職による国民教化の実態や、教導職によってどのような儀礼が行われていたのか、さらに検討される必要がある。

大教院解散の明治8年1月には、跡見花蹊は権訓導を辞職しており、花蹊自身の辞職を含めて、その後女教院について日記には一切記されていない。従って、花蹊の辞職後下谷女教院はどのような経路をたどることになったのか、あるいは女性教導職のその後も定か

はない。しかし下谷女教院は史料 12 のとおり、女教院に関与した大講義松岡時懋によって遥拝所と結社教会と共に建設が願い出されている。実はこのことが、その後の下谷女教院を知る一つの手がかりとなる。

史料 12 下谷女教院設立願「遥拝社女教説教所結社教会所建設願」（明治 6 年 9 月）

今般庚申講宮備講教会結社教部省許可相蒙候ニ付

第五大区六小区下谷西町二番地華族従四位橘鑑寛邸中之内千九拾四坪二合買受地江

猿田彦大神大宮売大神遥拝社女教説教所結社教会所建設仕度奉存候依而為御見合別昏

建坪図並沽券相添御許可奉念願候以上

甲斐浅間神社宮司兼大講義

明治六年九月

新治縣士族 松岡時懋 印

戸長 山田靖直 印

東京府知事

大久保一翁殿

教部省伺『公文録』明治 6 年²⁰

下谷女教院の地は、明治 12 年（1879）には教派神道の一つである禊教の教祖を祀る井上神社となっており、禊教と下谷女教院との関係については、稿を改めて論じることとしたい。

注

¹ ルイス・フロイス『日本史』3（東洋文庫、平凡社、1966）、第 60 章「いるまんルイス・デ・アルメイダが下へ帰る前に五畿内地方のキリシタンを訪問に行った次第、及び彼が見た事ごとについて」、111- 112 頁。

² 松村和歌子「宗教者としての中世の春日巫女」『国立歴史民俗博物館研究報告』142、2008

³ 近世の神職の定義例として次の二つを挙げる。①は吉田家における神職の定義であり、②は津和野の神職の定義である。

①「神職といふハ、神祇に奉仕するを職とするゆへに、神職といへは、伊勢の齋宮をはしめとして、男女・僧侶に限らず、我国神祇の社々につかへ奉るものを神職といふ也。」

（神官・神職之職号之事『神業類要』）

②「神代に天鈿女命の仕へ奉り給ひしより、神事祭祀に婦人をもて仕奉らしむる事神制なりその婦人を朝廷にては御巫と称ひ其外は巫と呼ひて是皆婦人の神職なり」

（岡熊臣『神職歴運考』）

本稿では近代以前の巫女を「巫女」と表記し、近代以降の巫女と区別している。

⁴ 松村和歌子 資料紹介「春日社若宮記」『国立歴史民俗博物館研究報告』142、2008、521 頁。引用文については、筆者が書き下した部分がある。

⁵ 「以上旧儀ニヨリ神ノ時ニハ闕ヘカラヌ人員ナレト老媪ハ立居クルシキ様ナレハ舞妓ハ少年調子モ倭舞拍子ニ改ケリ」「春日神社神楽舞」（氷室社蔵、明治 12 年以降）（『春日社殿神楽調査報

告』財団法人春日顕彰会、1975、) 21 頁。

6 「職員令」第二『律令』日本思想大系、岩波書店、1976、157 頁。

7 伊集院葉子「女性の「排除」と「包摂」—古代の権力システムのなかの女官」（総合女性史学会編『女性官僚の歴史—古代女官から現代キャリアまで』吉川弘文館、2013）、『日本古代女官の研究』吉川弘文館、2016。

8 神祇省から正院あての「御巫字面御改之伺」（『諸官進退・諸官進退状』第2巻、明治4年10月 国立公文書館蔵）による。

9 『三則教の捷徑』（国立国会図書館デジタルコレクション）。

10 山口和孝「訓導と教導職—日本の近代公教育制度成立期に見られる宗教と教育の関係」『国際基督教大学学報』1A 教育研究 24、1982。

11 山口和孝「訓導と教導職—日本の近代公教育制度成立期に見られる宗教と教育の関係」（前出）。また、仏教側からみた教化と教育の関係については、谷川穰『明治前期の教育・教化・仏教』（思文閣出版、2008）で論じられている。

12 芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第1巻 神楽・舞楽、三一書房、1974、37 頁。

13 跡見花蹊著・花蹊日記編集委員会編『跡見花蹊日記』第1巻、2005、675 頁。

14 常世長胤『大教院興立次第記』自筆稿本（國學院大學図書館 デジタルライブラリー）。

15 『跡見花蹊日記』（前出）、680 頁。

16 下谷女教院開校式の祭典や、所役などについては、拙論「国民教化政策と女教院—復古と開化をめぐって」（『人文』10、学習院大学人文科学研究所、2012）で取り上げた。

17 『善光寺中興誓円尼公』（大本山善光寺大本願、1979）によると、久我誓圓は明治6年2月2日、教導職七級試補の辞令を受け、同年、女教院設立を計画。女教師として東京・青山善光寺、京都・五條俗中庵、大阪・阿弥陀ヶ池和光寺を女教院としたという。誓圓の他、徒弟の誓薫、京都村雲瑞龍寺日栄、奈良・興福院徳明の四名が、各宗管長から「右は文筆秀才布教伝道に致勉強候て孰れも尼僧中傑出の者に候」と推薦されている。

18 この経緯は「瑞龍寺住職村雲日栄善光寺住職久我誓圓住職ノ儘皇族へ帰籍ヲ許サス由緒ノ華族へ入籍セシム」（明治8年3月31日、『太政類典』第二編、270巻、国立公文書館蔵）に記されている。

19 小平美香『女性神職の近代—神祇儀礼・行政における祭祀者の研究』ペリかん社 2009、「国民教化政策と女教院—復古と開化をめぐって」『人文』10（前出）。

20 『公文録』明治6年・第65巻・明治6年10月・教部省伺、国立公文書館蔵。

【参考文献】

松村和歌子「宗教者としての中世の春日巫女」『国立歴史民俗博物館研究報告』142、2008
総合女性史学会編『女性官僚の歴史—古代女官から現代キャリアまで』吉川弘文館、2013

-
- 小川原正道『大教院の研究—明治初期宗教行政の展開と挫折』慶應義塾大学出版会、2004
- 三宅守常編『三条教則衍義資料集』下巻 明治聖徳記念学会、錦正社、2007
- 山口和孝「訓導と教導職—日本の近代公教育制度成立期に見られる宗教と教育の関係」『国際基督教大学学報』1A教育研究 24、1982
- 谷川穰『明治前期の教育・教化・仏教』思文閣出版、2008
- 松山恵『江戸・東京の都市史—近代移行期の都市・建築・社会』東京大学出版会、2014
- 榊原千鶴「世界の花とならむ事を望む—跡見花蹊にみる“知”の継承と明治初期の女性教育」『名古屋大学文学部研究論集』文学 56、2010
- 尾崎泰弘「田中鎮次郎家文書にみる明治初期の女性教師」『飯能市郷土館研究紀要』2、2002
- 萩原 稔「「禊教本院」の展開」『明治聖徳記念学会紀要』〔復刊第45号〕、2008
- 小平美香「機関誌『女子道』の発行をめぐって—山口県における近代女子教育と宗教—」『学習院女子大学紀要』17、2015

史料⑨ 常世長胤『大教院興立次第記』にみる女性教導職

明治六年六月十七日大教院神殿四柱大神鎮祭並開講式

○大祓 ○祓戸神祭 ○大殿祭

■鎮祭次第

- 先 神殿ノ装束ヲ奉仕ス 装束掛役之
- 第一鼓（午前第八時）祭祀人員威儀ヲ整フ
- 第二鼓 祭祀人員祭場ニ就ク
- 次 典礼開扉ヲ令 齋主副齋主役之
- 次 齋主内陣ニ進テ御樋代ヲ御船代ニ納テ濱床ノ上ニ安置ス
- 次 降神 齋主役之
- 次 警蹕 後取役之
- 次 奏ニ菅搔 副齋主役之
- 次 四拝拍ニ八平手 先齋主以下心之
- 次 奏ニ神樂歌 樂人役之
- 次 供ニ神饌 神饌掛役之
- 次 献ニ幣物 同上
- 次 申ニ祝詞 齋主役之
- 次 一拝拍手 先齋主以下心之
- 次 太玉申行事 掛神官役心之
- 次 四親王御拝拍手
- 次 教部省勅奏判任一拝拍手
- 次 神官教導職勅奏判授一拝拍手
- 次 七宗僧侶教導職勅奏判授申ニ祝詞一拝拍手
- 次 **女教導職申ニ祝詞一拝拍手**
- 次 奏ニ倭舞 樂人役之
- 次 典礼誓主ニ誓詞ヲ令ス
- 次 奏ニ誓詞 誓主役之
- 次 一拝拍手 先誓主以外心之
- 次 誦ニ三條教憲 講師役之
- 次 奏ニ催馬樂 樂人役之
- 次 説教（九座） 神官及七宗各**女教導職**等役之
- 次 奏ニ舞樂
- 振鉾合舞 万歳樂 加陵頻 陵王 納曾利（以下略）